解散公告

当法人は、平成二十五年三月九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十日

福岡県福岡市早良区大字石釜八七六番地一
ＮＰＯ法人日本療術師養成協会
清算人　梅崎　悟

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十日

福岡県宮若市宮田四八〇六番地の一
有限会社ふじい電器
清算人　藤井　満伸

解散公告

当社は、平成二十五年四月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十日

熊本県熊本市東区若葉二丁目一三番一一の五〇一号
有限会社一層よくなる
清算人　横山　博行

解散公告

当社は、平成二十五年四月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十日

宮崎県宮崎市平和が丘東町二四番地一七
有限会社エレガンス・ジャパン
代表清算人　田原真理子

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十日

鹿児島県いちき串木野市三井一二九五五番地
有限会社串木野開発
清算人　櫻井　若葉

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十日

鹿児島市皷川町九番一四号
株式会社大勝商事
代表清算人　大山　綱道

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十日

岩手県盛岡市上田三丁目一八番三三号
財団法人岩手教育文化センター
代表清算人　石川　桂司

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十日

秋田県鹿角市花輪字荒田四番地一
財団法人鹿角市奨学会
清算人　畠山　義孝

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十五年三月一日に解散し、清算事務を行っています。当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十日

栃木県矢板市沢三八一番地
清算法人矢板市乙畑土地改良区
清算人代表　市村　久次

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十日

千葉市花見川区作新台二丁目一七番一九号
財団法人愛敬育英会
代表清算人　田川　和生

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十日

東京都杉並区下高井戸三丁目三二番一六号
財団法人二十一世紀教育の会
代表清算人　亀田　佳子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間が満了したことにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十日

神奈川県相模原市南区上鶴間本町八丁目四一番二九号
財団法人岩本育英会
代表清算人　岩本　典裕

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十日

新潟県長岡市上塩一一五三番地
財団法人上塩保育園
代表清算人　河野　文男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十日

滋賀県野洲市冨波甲一三三九番地
財団法人野洲市文化スポーツ振興事業団
代表清算人　岩﨑　真治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十日

島根県大田市仁摩町仁万九〇七番地
財団法人島根県立邇摩高等学校松風会
清算人　原　勝正

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十日

徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜一六五番地一〇
財団法人鳴門地域地場産業振興センター
清算人　泉　理彦

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十日

福岡県飯塚市新立岩五番五号
財団法人飯塚市都市施設管理公社
代表清算人　石田　愼二